

総務常任委員会

令和2年12月9日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第 3 号 旭市出張所設置条例の制定について
- 議案第 6 号 旭市公告式条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 旭市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（6名）

委員長	宮澤芳雄	副委員長	平山清海
委員	高橋利彦	委員	島田和雄
委員	伊藤保	委員	飯嶋正利

欠席委員（なし）

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（16名）

副市長	加瀬正彦	秘書広報課長	山崎剛成
行政改革推進課長	宮内敏之	総務課長	伊藤憲治
企画政策課長	小倉直志	財政課長	伊藤義隆
税務課長	伊藤義一	市民生活課長	遠藤泰子
会計管理者	多田英子	消防長	川口和昭

監査委員長 高野 久

その他担当員 5名

事務局職員出席者

事務局長 花澤 義 広

事務局次長 向 後 哲 浩

副 主 幹 黒 柳 雅 弘

開会 午前10時 0分

○委員長（宮澤芳雄） おはようございます。

今日はあったかいですけども、少々小雨が降る中であります。委員の皆さんには大変ご苦勞さまです。

今日は午後の視察で、新庁舎の視察を予定しています。あと一月半ほどでしょうかね、完成が待たれるところでもあります。市の財産といえば、それはもうかけがえのない財産、言うまでもなく市の職員の皆さんだと思います。新しい職場でご活躍をされることが望まれるところでもあります。

それでは、今日は6議案が先日の本会議で付託されています。慎重なる審議をお願いいたしまして挨拶いたします。よろしく申し上げます。

ここで、委員会を開会する前にあらかじめご了承願います。議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いします。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦勞さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案でございますが、委員長のご挨拶にもございましたとおり、全部で6議案でございます。

内訳ですが、まず、予算関係が1議案あります。議案第1号の、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうちの所管事項。

次に、条例関係が5議案で、議案第3号の、旭市出張所設置条例の制定について、議案第6号の、旭市公告式条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号の、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号の、旭市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、そして、議案第14号の、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（宮澤芳雄） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月30日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第3号、旭市出張所設置条例の制定について、議案第6号、旭市公告式条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、旭市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての6議案であります。

初めに、議案第1号について補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

どうぞ、着座のまま説明されてください。

○総務課長（伊藤憲治） ありがとうございます。じゃ、失礼して、着座で説明させていただきます。

議案第1号、令和2年度旭市一般会計補正予算のうち人件費について補足説明を申し上げます。

恐れ入ります、補正予算書の26ページをお願いいたします。

給与費明細書になります。

今回の補正は、人事院及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく給与改定の影響額について補正を行うものです。

初めに、特別職ですが、一般職の職員の給与改正に合わせて、期末手当の支給率を年間4.50月から4.45月に改正したもので、補正後と補正前を比較しますと45万4,000円の減となります。

続いて、27ページをお願いいたします。

(1) の一般職の総括の表になります。

初めに、職員数についてですが、補正後と補正前を比較しますと職員数が1人の減となりますが、これは常勤職員が減ったものであります。

次に、給与費ですが、職員手当等が1,181万7,000円の減となりますが、これは期末手当の減によるものであります。

次の28ページですが、こちらは総括のうち会計年度任用職員を除いた常勤職員の給与費等を表したものとなっております。

次に、29ページでございます。

(2) の給料及び職員手当の増減額の明細です。

職員手当が1,181万7,000円の減で、内容は、制度改正に伴う増減分が1,043万5,000円の減となります。これは年間の期末手当の支給率が2.6月から2.55月へと0.05月分引き下げられることによって減となったものです。また、その他の増減分は138万2,000円の減で、これは新陳代謝や人事異動等による減額分です。

続いて、(3) の給料及び職員手当の状況です。

アの職員1人当たり給与については、直近とその1年前の平均月額を職種ごとに比較したものであります。

次に、30ページをお願いいたします。

イの級別職員数については、級及び職種ごとの人数を同じ時点で比較したものであります。

次の31ページのウ、期末手当・勤勉手当ですが、国の制度に合わせて、支給率を年間4.50月から4.45月に改正したことを示したものでございます。

以上で、議案第1号、総務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） それでは、まず10ページですか、市債の関係でお尋ねをします。

この市債についての交付税の算入率は、この前本会議で30%と伺っておりますが、これから合併特例債がもうほとんど限度額もなくなり、期限も迫っている中で、皆さん方、有利な財源というものは今後事業を展開していく中でなくなっちゃうわけですね。そういう中で、今いろいろな事業に対する交付税の算入率で一番高い率のものはどういうものがあるのかを

お尋ねをします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 交付税算入率の高い起債ということですが、これにつきましては合併特例債で、70%の算入率ということでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） それは私言ったように、今はそれですよ。

今後、合併特例債がもう間もなく期限切れに、使える年度ももう間近になってるわけです。それと同時に、合併特例債、使える金額ももう僅かなんです。そういう中で、今後事業を展開していく中で一番率のいいものはどういうものがあるのかということのお尋ねです。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 合併特例債以外ということですが、それぞれのメニューによってかなり違いはございます。

比較的大きいものとしまして公共事業等債、これが50%です。あと、緊急防災・減災事業債、こういったものが70%ということで、かなりメニューがございまして、それによってそれぞれ違うということでございます。今申し上げたのはかなり高い交付税算入率ということでございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 次に、30ページですか。

この級別職員数ありますが、常勤職員は元年11月と比べて1人減ってるだけなんです。しかしながら、そういう中で再任用職員等がかなり増えてるんですよ。これは私も分かります。これは年金の年齢引上げに伴う雇用制度の変更ですね。65歳まで使いなさいと、そういう国の制度の中で、これは再任用職員の採用は問題ないんですが、こんなに増えてる中で、なぜ常勤職を減らさないのか。これではただの税金の無駄遣いになってしまうんじゃないかと思うんですが。これだけ人を増やしたら、当然、常勤職員を減らすべきなんですよ。

なぜ減らさないのか、その辺をお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

常勤の職員につきましては、これまでも、合併以降ずっと減らしてきたというところが、まずございます。それを、まず申し上げたいと思います。現在策定して進めております人員適正化計画の中でも、5年間の中で10人減らすという計画をつくっております。

一方で、委員おっしゃられるように、再任用職員というのは少し増えてきているという状況は確かにございます。ただ、それに合わせてといいますか、我々が行っていく行政事務というのも増えてきているところもございまして、そこらを全体的に見まして、再任用の活用と常勤職員の減らしということを考えまして、今のような状態で進めているところでご理解を賜ればと思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 仕事が増えてるって言えば、それで理由立つかもしれませんが、じゃ、仕事の業務内容、どういうふうに見直したのか。

今あれでしょう、コンピュータだってかなり精度の良いものが入ってるわけですよ。それでかなり高額なものも使ってるわけですよ。これは当然、私は人件費の一部だと見るんですよ。コンピュータは結局、事務労力を引き上げるために導入してるでしょう。ですから、その辺は一体で考えなくちゃならないと思うんですが、いかがかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） コンピュータを使うことによって人件費を引き下げるっていうこと、おっしゃってることよく分かります。それも含めまして、やはり人でないといけない部分という業務も当然ございます。コンピュータにはコンピュータとして得意な部分がございますし、人でないといけない部分、人のほうが得意な部分っていうのがあります。それらをどういふふうに事務の中で上手に使っていくかっていうことで、コンピュータも取り入れているし、人も配置しているっていうことでご理解を賜ればと存じます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしてもね、これから見ますと10人以上増えてるんですよ。この1年間でそんなに業務が、人でなくちゃいけない業務が増えたのかっていうことにもなっちゃうわけですよ。やっぱり一番高いのは人件費ですから。

企業においてはあれでしょう、やっぱり一番高いのは人件費だということで、リストラなんかをやってるわけでしょう。そういう中で、やはりもっと事務改善をすべきだと思います

がね、その辺をお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 事務改善、これまでも進めてきましたし、常に改善っていうことで取り組んでいるところでございます。行政改革アクションプランの中でも、それぞれがきちんと意識を持って、改善できるところは常に考えて改善には取り組んでいっておりますし、今後もそのように進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしてもね、行政であろうとも、やっぱり企業感覚に立った経営感覚でやっていただきたいと思えますよ。

これは答弁いいです。

でも、答弁あれば。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） では、すみません。

我々も企業感覚と申しますか、コストパフォーマンスといいますか、それも常に意識しながら仕事を進めていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） それじゃ、次の32ページですか。旭市の起債がかなり、借金ですね、起債がかなりあるわけですが、そういう中で、これは30年度末280億円ですか、あるんですね。そういう中で、この30年度の公債費、借金の返済額ですか、どのくらいあったのか、借金の返済額。そういう中で交付税算入された額は幾らなのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） しばらく休憩します。

議案の審査は途中ですが、ここで10時30分まで休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時30分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、平成30年度の公債費から交付税算入額を差し引いた額ということで、30年度の公債費につきましては30億227万円、交付税の算入見込額としては21億6,315万5,000円。差引き、市の実質負担額は8億3,911万5,000円です。

実質どれだけかということですが、それから中央病院分と公債費分を除きまして42億6,824万1,000円が実質ということになります。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） じゃ、ただいまの答弁でございますが、借金の返済は約30億円。そんな中で交付税算入されているのが21億円。残りは市の、私の言葉で言いますと、真水部分から出されたということですが、そんな中で、今、交付税ですね、交付税ってのは合併時も今も国からの出口ベースではほとんど変わらないんですよ。変わらない中で、じゃ、30年度、旭市は合併時と比較してどれだけ交付税が増えたのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 平成18年度からでよろしいでしょうか。平成18年度と30年度の差額ということではよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆） はい。

平成30年度が86億9,711万円、18年度が76億2,002万9,000円。差し引きまして10億7,708万1,000円でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） それだけ旭市不利だということですが、じゃ、そのうちで病院分はどのぐらい増えているのか。

○委員長（宮澤芳雄） ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時36分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 中央病院の交付税の増えた分ということでございますけれども、10億6,940万1,000円でございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そうしますと、旭市の交付税増えた分から、中央病院の増えた分を引いたら幾らになるのか。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 差引き3,450万6,000円でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） それから、30年度と18年度比較して、国からの交付税どのくらい増えるのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 地方交付税、国の出口ベースということで131億円増えております。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 交付税については国の出口ベースで、全然早い話、増えてないと同じなんですよ。131億円っていっても、今、都道府県が1都2府四十何県ですか。それから、市町村が千五、六百ありますね。だから、131億円といたら国からは全然増えてないと同じ、国からの131億円では各都道府県にはほとんど増えてないんですよ。

でも旭市は、増えてる増えてるって言っても、中央病院の分を引いたら全然、早い話増えてないわけなんですよ。私はそういうふうに思うんですが、そういう中でね、結局皆さん方は、みんな交付税算入されていますということなんです、あ、もう一つあそこで聞き忘れた。

そんな中で、じゃ、平成18年度ですか、このときの公債費幾らであったのか。そんな中で、交付税措置されたのは幾らであったのか。そういう中で、市から真水の分として出たのは幾らであったのか、お尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 平成18年度の公債費につきましては29億2,405万4,000円、交付税は5億3,035万3,000円、差し引きました市の実質負担額は23億9,370万1,000円です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 借金の返済、つまり公債費は合併時も今もほとんど変わらないんですよ。そんな中で、合併時は国から交付税措置されたのが約5億円ちょっとですか。今21億円、16億円も増えてるんですよ。昔は29億円払う中で、交付税算入5億3,000万円しかされなかったんで、合併時は交付税としてもらった中で自由に使える金からそれだけ払ったわけですよ。今は、交付税算入されてる中で、市から幾らですか、市から約5億円くらいですか。

要は、私は思うのには一つのパイは同じ、そういう中で国がこれは交付税算入しますよという部分はきちっと見てくれる。見てくれたら、パイは同じですから、どっか減らさなくちゃならない、そういう中で真水の部分が減ってると思うんですが、どういうふうにかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 交付税については、それぞれの年月によって、いわゆる基準財政需要額だとか収入額とか違うところがございます。そして、18年度、30年度で、確かに中央病院だとか交付税分を差し引いた金額につきましては、かなり減ってるということもございます。

そういった中、その年度年度によって、そういった需要額だとか収入額の差があって、かなり差がございますけれども、今現在はある程度安定的な財政運営ができていのかというふうに思っております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 私はね、そういうとんちんかんな答弁聞いてるわけじゃないんですよ。

結局一つのパイの中でね、片っ方きちっと見てくれれば、市の自由に使える金が減っちゃってるんですよ。つまり、ただ国は項目を変えてあるだけなんですよ。

そんな中で、義務的経費を含めて、義務的経費なんかにも扶助費なんかかなり上がってるわけですよ。そうすると、結局自由に使える金がなくなったら、借金なんかはこれは義務的経費、必ず払わなくちゃならない、また扶助費も払わなくちゃならない。しかし、その義務的経費が増えたら住民サービスが落ちちゃうと思うんですよ。

そういう中でね、皆さん方十分この数字は把握してあるでしょうから、自由に使える金が

なくなったら今後の旭市の財政運営どういうふうにしていくのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 今、義務的経費が増えたら住民サービスが低下するということがありますけども、まさにそのとおりだということでございます。

今、そういった形で歳入が減って、そういった義務的経費が増えたというところでの行財政運営ということですが、しっかりと行政改革を進めてまいります。

それと、あと、公共施設の統廃合だとかそういったものは緊急な課題ではないのかなというふうに思っております。

それと、あわせて、経費の節減に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、交付税、昔と今もほとんど変わらない中で、結局自由に使える金が大幅に少なくなってる、そんな中で、そうすれば当然住民サービスが低下するわけなんです。その低下しないように、十分皆さん方検討して、これからの行政運営やっていただきたいと思います。

課長より、むしろこれは副市長のほうがいいと思いますが。

○委員長（宮澤芳雄） 副市長。

○副市長（加瀬正彦） 先ほど来、財政課長答えておりますとおり、そのために様々な行政改革を実施して、市民サービスを低下させないよう知恵を絞りながら、いろんな政策を打って、それで市民の要望も伺いながら取り組んでいる、それはこれからも変わりません。

真水の部分の話がるるありましたけども、現実には国のほうは、それぞれが自治体がどれだけその年度で支出される見込みがあるか、それは交付税で返済する部分も含めてですね、それで、その市の収入等を見ながら交付税という中でそれぞれ交付していると。18年度と30年度の比較、るるございましたけども、旭市は頑張っているから、それなりに交付税が横ばいできてるのかな、そのように思いますので、よろしく願いいたします。

これからも頑張りたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いや、旭市は頑張ってるからって、副市長、これ見たらね、交付税の算定基準あるでしょう、交付税の算定基準、みんな単位費用が下がってるんじゃないですか。道路なんかは昔と見たらずっとマイナスなんです。これは財政課長ご存じですよ。私、

課長につくってもらった地方交付税の内訳見たら、道路なんか昔と比べたら下がってるでしょう。その中でね、ほかの単位費用もみんな下がってるんですよ。

我々議員何も分からないからと思って、皆さん方かっこいい言葉を言うかもしれませんがね、むしろ皆さん方ね、十分その辺は把握し、私ら以上に把握してやっていただきたいと思います。

あとこれ以上言ってもしょうがないから、次の臨財債についてお伺いします。

旭市は財政運営がうまくいってるからということで貯金たくさんあると言いますが、まず第一に聞きたいのは、なぜ臨財債を満額借りなければならないのか。そういう中で、収支において、なぜあれだけの金額の差を出すのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） なぜ臨財債を満額借りなければならないのかということでございますけど、これは本会議におきましても申し上げてることですが、臨財債自体は交付税の代替措置ということで、基本的に国のほうで交付税の措置ができれば臨財債っていうのは発生しないというもので、ということは、基本的には基準財政需要額から基準財政収入額を引いたものですから、必要なお金ということで借りるのが基本だと思っております。

ただ、そういった中で、現在かなり剰余金出てるものですから、そこら辺での調整というのは、今させてもらってる状況です。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） たしかね、今言ったように、昔、交付税特会とかなんとかありまして、国が借金をして穴埋めしたわけですよ、交付税として措置した。

しかし、国が莫大な借金、今1,000兆円ですか、以上あるという。国もそんなに借金できないから、早い話が市町村に借りさせて、それで払うときは国が面倒見ますよという中で、結局これは借金といっても、臨財債はこれは本来なら市の借金じゃないんですよ。そんな中で、借りなければ、今度はその臨財債の返済時に国は交付税措置するということになるわけですよ。

その中で私は、あんなに決算において十五、六億円も残すなら、あえて借りないで、それで借りなければ交付税措置されるわけですから、その際もらえばいいと思うんですよ。それで結局これだけの、今幾らですか借金、臨財債は30年末で120億円ある。それで基金が、たしか基金七、八十億円ですか。そうすると、五、六十億円下がるわけですよ。今度はそ

の交付税措置されるときに、結局それはそのまま全部借金したら、そのまま借金にストレートに行っちゃう。借金しなけりゃ、そのとき市の真水の部分自由に使えるわけなんですよ。ですから、本来なら、この前も本会議で質問しましたが、臨財債の借金分ですか、基金がなければおかしいと思うんですがね。

そのことについてどういうふうに思うのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 臨時財政対策債、基金がかなり残ってるから借りないほうがいいということでございますけれども、基本的には先ほど申しましたとおりでございます。それとあと、そういったところでもかなり剰余金も残るということで、現在なるべく抑えるという形を取っております。

それと、臨財債を借りる時期等がございますので、ある程度、決算とかも見込みが必ずしも立たない時期にその決断をしなければならないということがございますので、多少そういったことが出てきてしまうのかなということがございます。

それと、臨財債の考え方ですけれども、実際には、初めというか当初は、それ自体必要であるということがございます。そういった中で、初めにもらっておくのがいいのか、あるいは、初めに借りなくて、返済もなく、後から交付税として少しずつもらうのがいいのかといったところの議論もあろうかと思えます。そこら辺の折り合いをつけながら、どれだけ臨財債を借りるのかっていうのを検討して、それを実行に移してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そういうことなんですがね、結局あれだけ余すということは、予算の査定が甘いのかと思うんですよ。その中で、今度決算の時点において、決算の時点っていうよりその経過の中で、今度は予算の執行率が悪いってことにもなりかねないわけですよ。一般企業では経費の節減ですけど、行政の場合は、経費の削減と同時に執行率が悪いってことは、仕事をしないってことになるんですがね。

その中でやはり臨財債ですか、確かに臨財債を借りて貯金積みばかっこのいいかもしれせんけど、いや、旭市の場合はあれでしょう、財政力指数だつてえらい悪いんです。銚子市が、ここで固有名詞出すのもあれですけど、銚子市が財政力指数っていう、銚子市の場合財政が悪いって言うけど、財政力指数は旭市より銚子市のほうがずっと上なんです。旭市は5%下回っちゃったでしょう。銚子市は6%いってるんです。旭市の財政力指数、課長、悪い

のは分かってるんでしょう。県下でも悪いほうなんですよね。

そういう中で、今後この臨財債をどういうふうにするのかと同時に、基金があるあるって
いうのは、これはね、まやかしの私は説明だと思うんですが、その辺お尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 臨財債の利用ですけれども、先ほど申し上げましたけれども、その
時々の財政状況だとか、どういった事業を行うだとか、そういったのも含めて、先ほど申し
上げましたように取扱いしたいというふうに思っております。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について補足説明がありましたらお願いします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議案第3号につきましては、本会議において補足説明を申し上げた
とおりで、総務課からは加えての説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 議案第3号について質疑がありましたらお願いします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 議案第3号ですけれども、新たに出張所を、支所が出張所にというような
条例ですが、これにつきましては議案質疑におきまして、高橋議員と林晴道議員がよく質問
して下さったわけでありましたが、再度、まずは、これまで支所ということでありましたけ
ども、これまでの支所での仕事の内容、それから、これから出張所としてはこういった仕事
をするということにつきまして、答弁をお願いしたいと思います。

それと、もう一点は、両議員の質問の中で、支所のいろんな数字について示されたわけで
ありますけれども、答弁があったわけでありまして、各支所の数字が出された中で、全体
としてはどのくらいの数字になるのか、全体の中で各支所がどのくらいなのかということ
を見るためにお伺いしたいと思います。各支所の来客者の数ですか、それと、現金の取扱額、
それから証明書の発行数、これらについての全体の数字をお伺いしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） ご質問幾つかございましたけれども、まず、総務課のほうで所管す
る部分についてお答えをしてみたいと思います。その中で、これまでの業務とこれからの業務とい

うことで、まずお答えをいたします。

現在、支所で行っております主な業務は、支所住民室としまして、現金収納や建物の管理、あるいは地域の区長会、交通安全協会などがございます。また、市民生活課の業務では、住民票ですとか戸籍の関係、諸証明の発行など。さらに、保険年金課の業務では、国保ですとか年金の届出受理などを行っているところでございます。

これを出張所に変更した後は、市民生活課が管轄する窓口として、税関係の一部の証明を除きまして、諸証明の交付事務を行う予定でございます。

それともう一つ、数値的なご質問がございました。その中で、私からは来客者数ということでお答えをいたします。3支所の来客数につきましては、先般の本会議の中でも申し上げたとおりなのですが、海上支所が約1万900人、飯岡支所が約8,460人、干潟支所が5,960人となっております。すみません、ちょっと合計を計算しておりませんが、3万三、四千人ぐらいということになるかと思います。

ご質問の中で、全体の来客者っていうこともお求めかと思いますが、これにつきましては申し訳ありません、本庁、あるいは、ほかの支所によります本課での来客者については把握のすべがございませんので、来客者の人数全体については押さえておりません。申し訳ございません。

そのほかの現金ですとか証明発行等の質問につきましては、ほかの課からお答えいたします。よろしく申し上げます。

○委員長（宮澤芳雄） 会計管理者。

○会計管理者（多田英子） それでは、ご質問の収納額について回答させていただきます。

支所の1年間の収納額につきましては前回お答えさせていただきました、3支所合計は2億4,236万4,000円でございます。市全体の収納額につきましては、本庁窓口での取扱いに加えまして、各金融機関窓口での取扱い、口座振替、コンビニ収納等を含めまして、収納額はおよそ156億円でございます。

3支所の収納額の割合につきましては全体の1.5%でございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） 市民生活課からは、諸証明の発行実績についてお答えいたします。

令和元年度1年間の実績で申し上げます。住民票等証明発行と戸籍等届出を合わせた件数

は、3支所合計で2万260件でした。本庁も含めた全体の件数は9万5,473件。全体に対する支所合計の割合は21.2%となります。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田和雄） 来客者数については分からないと。

それと、現金の取扱額はもう圧倒的に支所は少なかったということがはっきりいたしましたし、それ以外でかなりの、156億円ですか、全体でね、そういったような数字が出てまいりまして、びっくりしたわけでありますけども。

支所の市民生活課だけの業務が残るといような答弁でありました。何点かその中で質問したいと思うんですが、これまで各支所におきまして、先ほど、この住民室が所管しておりました区長会とか交通安全協会ですか、これらの対応なんですが、それぞれの地区におきまして、この住民室がその地区の区長会の取りまとめ等をやられていたと思うんですが、区長会につきましては、行政を執行する上で本当に大切な、最も大切な組織の一つであろうと思います。その辺の対応につきまして今後どのようにするのか、まず、お伺いします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 支所で取り扱ってございました地域の区長会の事務というご質問でございますが、これにつきましては、来年度からは、本庁の総務課のほうで事務を進めていきたいと思っておりますし、そのときに、地域の区長さん方に迷惑がかからないように、十分しっかり努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田和雄） 本庁のほうでという答弁でありましたけども、これまでと比べて、この区長会の機能ですか、そういったものが下がらないように十分な対応といいますか、そういうのをお願いしたいと思います。

それと、先日のこの議案質疑で、出張所にはだいたい3名くらいの職員を配置する予定だといったような答弁がありましたが、この市民生活課の業務につきまして3名の職員で対応するということになるんだろうと思いますが、3名の方で、この間の証明書の発行数をお伺いした中では、ちょっと余力が残るんじゃないかなというような感じを受けたわけでありまして、そのほかの例えば保険年金課の取扱いもこれまではやっていたということでありまして、そういうのは、もう職員の配置の関係で難しくなるんでしょうか。お伺いします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 出張所になった後の職員の数のご質問でございます。

委員おっしゃられたとおり、先日、出張所のときには、市民課の職員として3名程度を配置するというところで申し上げたところでございます。

委員の発言の中にもありましたとおり、3名だと少し余力が出るのではないかということもございましたが、ちょっと初めて変換するもので、最初のうちは少し混乱等も生じるのかと思います。そうした中で、サービスが変わるという面でそごが生じないように、しっかり説明もするっていうことで、3名を予定したところでございます。

保険年金課の業務もできるのではないかとか質問の中にもございましたが、基本的には今回の本庁舎の建設、そして組織の集約ということを進めている中におきまして、支所の業務につきましても本庁のほうへ移管してくるっていうことで、一連の流れの中で進めていたところでございますので、ご理解を賜ればと思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） それでは、3号議案について質問しますが、この前本会議におきまして、来客者ですね、海上支所は1日45人、飯岡は35人、そして干潟は25人ですか。そこに当初計画では3人張りつけるということでございますが、例えば干潟支所、来客者が、これは平均ですからあれですけど、平均で25人で、3人職員いたら、ここは出張所はみんな証明等が主ですから、8時間労働であったら1人のお客に1時間かけるという計算になるわけですね。

そうしますとね、よく職人の手間が高い高いって言いますが、計算したらね、市の職員の給料のほうはずっと私は上だと思っんですよ。そういう中で、みんな公民館に入ってるんですから、公民館を含めた職員ですか、これを検討したことがあるのかどうかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 人数につきまして、まず、申し上げたいと思います。

3人ということで申し上げましたが、我々常勤の職員というだけではなくて、再任用の職員等、これも考えながら対応していければなと思っておりますし、出張所に配属する職員につきましても市民生活課の職員ということになりますので、本庁の業務と出張の業務というのを勘案する中で、どのように配置するかっていうのも工夫する可能性、余地はあるのかなと、このように思っております。

もう一つ、後段のほうで、出張所を置く場所には公民館もあるから、そちらも活用できるのではないかという趣旨かと思います。おっしゃられることも考えてみたことはございます。ただ、現実として進めていくとなりますと、なかなか複合的な業務を全てそこに担わせるということは今の時点ではちょっと難しいかなということで、公民館は公民館、出張所は出張所ということでスタートしようとしているところでございます。よろしくをお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 何度も言うようですが、やはりコスト計算も大事だと思うんですよ。そういう中で、例えばほら、市民生活課の職員だけじゃなく、ほかの公民館の職員もそこで使えるような条例変更ですか、職等、これは私の考えとしては当たり前と思うんですがね、その辺についてお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） ご指摘ありがとうございます。

今後、実際にスタートして進めていく中で、いろいろ出てくる事柄を蓄積していきまして、職員の有効的な活用についても研究をしていきたいと、このように思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について補足説明がありましたらお願いします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議案第6号につきましても、本会議において補足説明を申し上げたとおりで、総務課から加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 議案第6号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について補足説明がありましたらお願いします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議案第7号につきましても、本会議において補足説明を申し上げたとおりで、総務課からは加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 議案第7号について質疑がありましたらお願いします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 今回、この健康管理課を健康づくり課に改めるといったような条例であります。この課名を変更したことによって、課の業務と申しますか仕事ですか、これ、市民に対していろんな仕事をしてくれるわけでありまして、課名の変更によりまして、その内容が多少、こういうところに力を入れてくるといったようなものがあるのかどうか、お伺いをします。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員の質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） この条例、私どものほうで、総務課担当で出しておりまして、実際に仕事をする健康管理課はおりませんので、私、総務課のほうからお答えをさせていただきます。

健康管理課の名称変更ということでございますが、これ、以前から検討はしていたところでございます。今回、組織の再編ということに当たりまして、この機会に課名の変更もしようということで条例を提案したところございまして、ご案内のとおり来年度令和3年度から新庁舎での業務が開始されます。これまで健康管理課については機能が分散しておりましたが、それが今度本庁舎に集約することによりまして、市民の皆様へ利便性を向上させることが大きな目的の一つとなっておりますので、課名の変更とは少し違う部分になるかと思っておりますが、業務の充実という意味では、対市民に図れるのではないかなというふうに考えております。

あと、これと同時に、保健センターも2か所に結局分かれていたわけでございますが、母子保健と成人保健、あるいは子どものための保健とかいろいろ分かれていたわけですが、これが本庁のほうでまとめて処理するということになりましたらば、市民の皆様のサービスがより充実するということになってまいりますし、ライフサイクルで申し上げれば、妊娠の時期から子育て、あるいはその先までずっと切れ目のない一体的な取組というのを推進していけるものというふうに考えております。

保健センターが1か所になりますと、健診ですとか教室、あるいはいろんな業務の相談、こんなものについてもマンパワーが集約できますので、より充実した健康づくりのための施策ができるのではないかなと、このように考えております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田和雄） 私どもといたしますが、市民にとりまして、健康といったことは最も大切なことといたしますが、これをしっかり守っていかなければならないということだろうと思います。そういった中で、せつかくこの健康づくり課といったように課名改めたわけでありますので、なお一層、市民の健康づくりのためにいろいろと知恵を絞っていただきまして、この健康づくり推進していただけるよう、よろしく申し上げます。

○委員長（宮澤芳雄） 答弁いいですか。

そのほか質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第7号についての質疑を終わります。

続いて、議案第13号について補足説明がありましたらお願いします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議案第13号につきましても、本会議において補足説明を申し上げたとおりで、総務課からは加えての説明はございません。よろしく申し上げます。

○委員長（宮澤芳雄） 議案第13号について質疑がありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について補足説明がありましたらお願いします。

消防長。

○消防長（川口和昭） 議案第14号につきましては、本会議で補足説明を申し上げたとおりでございます。ここでの追加説明はございません。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 議案第14号について質疑がありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（宮澤芳雄） これより、討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(宮澤芳雄) 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市出張所設置条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(宮澤芳雄) 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市公告式条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(宮澤芳雄) 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(宮澤芳雄) 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(宮澤芳雄) 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(宮澤芳雄) 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告については、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(宮澤芳雄) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

以上で、審査は全部終了いたしました。

○委員長(宮澤芳雄) これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時20分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 宮澤芳雄